

令和 8 年度版

とよはしの環境

豊橋市環境部

目 次

1	清掃事業の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	ごみ収集・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	し尿収集・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	ごみ減量施策・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5	産業廃棄物の取り組み・・・・・・・・・・	8
6	環境センター・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7	資源化センター・資源リサイクルセンター・プラスチックリサイクルセンター・ こわすごみ選別施設・・・・・・・・・・	11
8	廃棄物最終処分場・・・・・・・・・・	12
9	廃棄物処理手数料・・・・・・・・・・	13
10	環境対策・・・・・・・・・・	14
11	地球温暖化対策・・・・・・・・・・	17

※関連 HP(URL)は、随時更新しているため発行年度と内容が異なる場合があります。

1 清掃事業の沿革 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/53919.htm>)

豊橋市街地の周辺は、畑作農業地帯を形成している。特に戦後大規模に開かれた開拓地では、土壌改良のために大量の有機物の施肥が必要であり、昭和 20 年代においては、本市で排出される厨芥とし尿のほとんどが農地還元され更に他都市から厨芥を導入する状況であった。昭和 30 年代に入っても農地還元は続けられたが、その量は次第に減少し、ごみ排出量の増加により、市の清掃事業による処理に移行した。昭和 39 年に完成したコンポスト施設の稼働によって厨芥の農地還元が復活したが、家庭ごみの約 50%を処理するにとどまり、年々その処理率は低下してきた。昭和 44 年には焼却処理も開始したが、依然その中間処理率は 50%程度で、事業系廃棄物を含めた埋立処分が主流であった。

すでに当時において、適正処理の困難なごみ、取扱いの複雑なごみなどの増加、処理過程における環境対策の要請、収集時における交通渋滞など、諸問題が提起され、一方、清掃行政に対する市民ニーズが益々高まる中で、これらの対応について、長期的展望に立ち、新しい発想のもとに廃棄物処理体制を整えることとした。これが、「豊橋市都市農村環境結合計画」であり、その中核施設である「資源化センター」が昭和 55 年度から稼働した。なお、平成 14 年 4 月には、ダイオキシンの発生抑制などに優れた熱分解・高温燃焼熔融炉に更新した。また、財政負担の軽減と環境負荷の低減を図るため、平成 26 年 3 月に豊橋田原ごみ処理広域化計画を策定し、広域処理施設の整備を推進している。

この間、昭和 63 年度からは適正処理に困難なごみに対処するため、品目を指定し、排出指導を行っている。また、平成 10 年度からはペットボトルの分別収集、透明ごみ袋を推進する事業を開始した。平成 11 年 7 月からは容器包装リサイクル法の施行に対応するため、新たにプラスチックごみの収集を開始し、平成 17 年度にはプラスチックリサイクルセンターが稼働した。平成 13 年度からは、家電リサイクル法の施行にあわせ、大きなごみの戸別有料収集を開始した。平成 25 年度からは小型家電リサイクル法の施行に伴い小型家電の拠点回収を開始した。平成 28 年度からは「もやすごみ」と「こわすごみ」を対象に指定ごみ袋制度を、平成 29 年 4 月からは生ごみ分別収集を、令和 6 年 10 月からは「危険ごみ」にて充電式電池の分別収集を開始するなど、ごみ分別制度の変更を行った。

清掃行政の重要課題であるごみ減量に関する施策としては、平成 2 年度から地域資源回収団体奨励金制度を導入し、資源リサイクルセンターを稼働した。更に資源の再利用を通じたごみ減量を推進するため、平成 3 年度から資源ごみ高度分別推進事業に取り組んでいる。平成 21 年度からは、再生した家具の展示販売や、食用油の試験回収を開始した。平成 24 年度からは剪定枝をチップ化処理し、リサイクルしている。

また、平成 11 年 4 月 1 日からの中核市移行による産業廃棄物に関わる事務の移譲に伴い、廃棄物全体を視野に入れた総合的廃棄物行政への取り組みに努めている。令和 8 年 3 月には、計画の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、「第 2 次豊橋市廃棄物総合計画」の改訂を行い、廃棄物に関する様々な課題へのさらなる積極的な取り組みを進めている。

(収集計画)

年 度	対象面積	人 口	世 帯 数
令和 8	262.05 km ²	364,000 人	169,000 世帯

(環境政策課)

2 ごみ収集 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/34059.htm>)

(1) 収 集

ごみ収集については、昭和 55 年度から全市 5 分別収集を実施し、平成 11 年 7 月からプラスチックごみを加えた 6 分別収集、平成 13 年 4 月から大きなごみ戸別有料収集、平成 14 年 7 月から家庭ごみをごみステーションなどへ自ら持ち出すことが困難な世帯を対象に玄関先で収集する「ふれあい収集」、平成 15 年 7 月から「もやせないごみ」を「こわすごみ」と「うめるごみ」に細分化した 7 分別収集、平成 29 年 4 月からは「生ごみ」を加えた 11 分別収集（7 分別 10 種類から呼称変更を含む）を順次開始した。

また、収集運搬業務委託については、平成 25 年 4 月から西部地区の 10 校区、平成 30 年 4 月からは市内 15 校区において実施している。

種 別		収集回数等	収集方法	収集主体
も や す ご み		週 2 回	ステーション	直営・委託
生 ご み		週 2 回	ステーション	直営・委託
こわ す ご み	小型家電類 (充電式電池が取り外せ ない小型家電を除く)	4 週 毎	ステーション	直営・委託
		随 時	拠 点 回 収	直営・委託
	そ の 他 日 用 品 類	4 週 毎	ステーション	直営・委託
う め る ご み		8 週 毎	ステーション	直営・委託
大 き な ご み		随 時	戸 別 収 集	直 営
危険 ごみ	蛍光灯、有水銀類	4 週 毎	ステーション	直営・委託
	ガスライター・スプレー 缶・針類・刃物類	4 週 毎	ステーション	直営・委託
	充電式電池、使い捨ての電 池、60cm未満の充電式電 池が取り外せない小型家電 等	4 週 毎	ステーション	直営・委託
び ん ・ カ ン		週 1 回	ステーション	直営・委託
プ ラ マ ー ク ご み		週 1 回	ステーション	直営・委託
ペ ッ ト ボ ト ル		週 1 回	ステーション	直営・委託
古 紙		随 時	拠 点 回 収	直営・委託
布 類		8 週 毎	ステーション	直営・委託
		随 時	拠 点 回 収	直営・委託

(2) 処 理

① 焼却処理施設 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7717.htm>)

熱分解・高温燃焼溶融炉 2 基で 1 日最大 400t、ストーカ炉 1 基で 1 日最大 150t を焼却処理できる。

② 再利用施設 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7720.htm>)

大きなごみ等の破碎等、1 日最大 70t(5h) まで処理できる。

③ 剪定枝リサイクル施設 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/2839.htm>)

剪定枝を 1 日最大 10t(5h) までチップ化処理できる。

④ 資源リサイクルセンター

びん・カン等の有価物を選別・圧縮ブロック化及び、ペットボトルの減容化を行い、市場に還元している。

プラマークごみを 1 日最大 29t(5t) まで破袋・選別・梱包処理できる。

⑤ プラスチックリサイクルセンター (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/5165.htm>)

プラマークごみを 1 日最大 29t(5t) まで破袋・選別・梱包処理できる

⑥ 埋立処分(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/8822.htm>)

高塚町地内に約 20ha の用地を確保し、埋立処分を行っている。

⑦ 浸出水処理

埋立処分場からの浸出水を集水管、ポンプ、圧送管などで処理施設に送り生物処理・高度処理を行い、環境保全を図っている。1 日に 600m³ まで処理できる。

(3) 収集予定量 (令和 8 年度)

(単位:t)

もやすごみ	生ごみ	こわすごみ	うめのごみ	大きなごみ	危険ごみ	資 源	計
45,200	10,700	2,650	770	380	220	9,200	69,120

(4) 処理予定量 (令和 8 年度)

(単位:t)

焼 却	再 利 用	埋 立
110,895	11,000	12,284

(収集業務課/資源化センター/埋立処理課)

3 し尿収集 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/5420.htm>)

(1) 概 況

し尿及び浄化槽汚泥は収集運搬許可業者（一般廃棄物処理業者）8社が収集運搬し、本市処理施設で処理している。（平成26年度末で直営による収集を廃止した。）

(2) 収集予定量（令和8年度）

○ し 尿

汲み取り対象戸数	収集予定量
316 戸	898 kℓ

○ 浄 化 槽

収集予定量
52,120 kℓ

（廃棄物対策課）

4 ごみ減量施策

持続可能な循環型社会の実現を目指す第2次豊橋市廃棄物総合計画改訂版（令和8年3月）において、令和12年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を400g、リサイクル率を30%とする目標を定め、ごみの減量とリサイクルの推進に資する環境施策に取り組んでいる。

(1) 地域資源回収団体奨励事業 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/8387.htm>)

資源回収の活性化及び効率的な再資源化を推進するため、資源ごみのうち「紙、布、アルミ缶又はスチール缶」を回収した団体に対し奨励金を交付する。

① 交付対象団体

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1) 校区自治会 | 7) 保育園保護者連絡会 |
| 2) 町自治会 | 8) 認定こども園保護者連絡会 |
| 3) 子ども会 | 9) 小学校 PTA |
| 4) 女性会 | 10) 中学校 PTA |
| 5) 老人クラブ | 11) その他市長が認めた福祉団体等 |
| 6) 幼稚園保護者連絡会 | |

② 交付要件

登録団体が紙、布、アルミ缶又はスチール缶について資源回収活動を実施し、登録業者によって回収された場合

③ 交 付 額（令和7年度）

回収重量 1 kgにつき

新聞・チラシ、ダンボール、雑誌・雑がみ、牛乳パック等、布 5 円
アルミ缶、スチール缶 10 円

年 度	登 録 団 体 数	実 施 団 体 数	回 収 状 況
令和 3	580	303	4,256 t
4	583	298	4,092
5	585	291	3,628
6	571	291	3,237
7	554	286	2,787

(2) 資源リサイクルセンターの稼働

資源ごみの地域リサイクルシステムを確立するための資源選別施設であり、主に「びん・カン、ペットボトル」の選別を行い、付加価値を高めたうえ市場に還元する。

年 度	搬 入 量	有 価 物 量	有 価 物 率
令和 3	3,833 t	2,990 t	78.0 %
4	3,760	2,921	77.7
5	3,602	2,812	78.1
6	3,540	2,745	77.5
7	3,320	2,586	77.9

※有価物量には、逆有償の物も含む。

(3) ごみ減量リサイクル推進店 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/6172.htm>)

簡易包装・詰め替え商品の販売、資源物の回収、販売品の修理サービスなど環境にやさしい店舗を認定し、ごみ減量やリサイクルを進める。

(4) 事業系一般廃棄物減量化事業 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/6174.htm>)

事業系一般廃棄物の再利用及び減量化を推進するため、再利用及び減量に関する計画の作成と実施の指導を行い、環境保全と資源の有効利用を図る。

(5) リサイクルステーション事業 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/8387.htm#ko3r>)

地域資源回収を補完するために、イオン豊橋南店、あずまだに回収拠点を設置して、古紙・布類・食用油・小型家電の資源化を進める。

(6) 530運動環境協議会 (<https://www.530toyohashi.jp>)

ごみの発生抑制、環境美化、省資源省エネルギーなどの推進を目的に、市民・事業者との連携によりモラルを高めごみのない美しいまちをつくる。

(環境政策課/資源化センター)

5 産業廃棄物の取り組み (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/2811.htm>)

平成 11 年 4 月 1 日の中核市移行から産業廃棄物処理業の許可、廃棄物処理施設の設置許可、処理業者及び排出事業者に対する適正処理指導等の事務を行っている。

計画の進捗状況や社会状況の変化を踏まえ、「第 2 次豊橋市廃棄物総合計画（産業廃棄物処理基本計画）」の改訂を令和 8 年 3 月に行った。

本市では、「Ⅰ 産業廃棄物の発生・排出抑制」、「Ⅱ リサイクルの推進」、「Ⅲ 適正処理の推進」の 3 つの基本方針に基づき、排出事業者・処理事業者・市民・行政のそれぞれが役割を果たし、相互に連携して産業廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルの推進並びに適正処理に努めていく。

(1) 産業廃棄物処理業者数 (各年 3 月 31 日現在)

年	許可業者数	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		合計
		収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業	
令和 4 年		40	60	6	5	111
5		40	60	6	5	111
6		39	58	5	5	107
7		38	59	4	5	106
8		34	58	5	4	101

(2) 産業廃棄物処理業者及び処理施設の申請状況

年 度	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		産業廃棄物 処理施設	合 計
	収集運搬業 許可申請	処分業 許可申請	収集運搬業 許可申請	処分業 許可申請	施設許可 申 請	
令和 3	6 (0)	11 (1)	1 (0)	2 (1)	2 (1)	22 (3)
4	6 (0)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (0)
5	14 (0)	14 (0)	1 (0)	1 (0)	8 (4)	38 (4)
6	7 (0)	14 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	23 (1)
7	4 (0)	20 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	27 (2)

※ () 内は、新規申請件数を内数で示す。

(3) 指導等の状況

年 度	業の 取消	業の 一時停止	施設の 許可取消	施設の 一時停止	改善 命令	保管等に 係る命令	報告の 徴収	改善 勧告	指導票	合計
令和 3	0	0	0	0	0	0	0	4	20	24
4	0	0	0	0	0	0	0	1	15	16
5	0	0	0	0	0	0	4	2	15	21
6	0	0	0	0	0	0	2	2	16	20
7	0	0	0	0	0	1	3	1	7	12

(4) 自動車リサイクル法関連事業者数

(各年 3 月 31 日現在)

年	登録・許可業者数	引取業	フロン類 回収業	解体業	破碎業	合 計
令和 4		115	38	16	10	179
5		73	34	16	10	133
6		65	30	16	10	121
7		60	28	15	10	113
8		60	27	15	9	111

(廃棄物対策課)

6 環境センター (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7393.htm>)

(1) 東部環境センター

① 収集基地

所在地 豊橋市飯村町字高山 11 の 19
敷地面積 11,746.48m²
建物延床面積 3,655.63m²

② 污水处理施設

建物延床面積 566.71m²
処理能力 35m³/日

(2) 南部環境センター

① 収集基地

所在地 豊橋市東七根町字宝地道 24
敷地面積 5,412.00m²
建物延床面積 1,489.92m²

(3) 西部環境センター (民間業者に委託) (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/5280.htm>)

① 収集基地

所在地 豊橋市神野新田町字京ノ割 46 の 1
敷地面積 10,060.72m²
建物延床面積 914.69m²

○ 環境センター保有車両

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

区 分		東 部	南 部	西 部 (業者保有)	計
ごみ収集車	2t 車	2	1	4	7
	3.5t 車	12	10	15	37
	4t 車	15	8	10	33
ダンプ	2t 車	3	2	4	9
	4t 車	1	0	0	1
コンテナキャリー車		2	0	0	2
普通貨物車		4	0	0	4
小型貨物車		1	0	0	1
バキュームカー		1	0	0	1
軽四輪車	トラック	1	0	0	1
	ワゴン	3	2	1	6
普通車	ライトバン	2	0	0	2
	ミニバン	1	0	0	1
フォークリフト		1	0	0	1
ショベルローダ		1	1	0	2

(収集業務課)

7 資源化センター・資源リサイクルセンター・プラスチックリサイクルセンター・こわすごみ選別施設

資源化センターは、熱分解・高温燃焼溶融炉方式のごみ処理施設で大気汚染物質の排出が少なく、ごみに混入した鉄やアルミなど金属類の回収、焼却に伴う余熱の回収に優れているといった特徴がある。回収した余熱は、施設の熱源や発電等で有効利用しているほか、熱源として蒸気を周辺温室団地へ供給している。また、発生したスラグは最終処分場の覆土材として有効活用している。

平成 19 年 10 月より、温水プール・温浴施設・トレーニングルーム等で構成する健康・交流施設「りすば豊橋」を開設し、同施設の熱源として蒸気を供給している。また、平成 24 年 4 月から剪定枝リサイクル施設が稼働し、製品を畑の土壌改良材、堆肥の水分調整材及び公園などのマルチング材として供給を開始し、平成 25 年 4 月から有料にて販売を開始した。

資源リサイクルセンターでは、収集したびん、カン、ペットボトルを資源化するため、選別、圧縮等の処理を行っている。また、令和 4 年 10 月からは使用済みペットボトルから新たなペットボトルを生み出す「ボトル to ボトル」水平リサイクルを開始した。

プラスチックリサイクルセンターでは、容器包装リサイクル対象物の破袋・選別・梱包を行い国の指定再商品化事業者へ引き渡ししている。

平成 23 年 10 月より西部中継施設の一部を改修し、こわすごみの中から資源・可燃残渣・埋立残渣に分別を行い資源化及び適正処理を行っている。また、平成 25 年 10 月からは小型家電リサイクル法の施行に伴い、小型家電について分別し、資源化を行っている。

(1) 資源化センター (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/2834.htm>)

所在地	豊橋市豊栄町字西 530
敷地面積	45,145.30m ²
建物延床面積	32,756.27m ²
主な施設	
焼却施設	550t/日(200t/日×2基、150t/日×1基)
再利用施設	70t/日(5h)
剪定枝リサイクル施設	10t/日(5h)

(2) 資源リサイクルセンター

所在地	豊橋市東七根字宝地道 31～33
敷地面積	4,856.38m ²
建物延床面積	1,505.03m ²
主な施設	
びん缶処理施設	45t/日(6h)
ペットボトル処理施設	4.2t/日(6h)

(3) プラスチックリサイクルセンター (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/5165.htm>)

所 在 地	豊橋市東七根町字宝地道 40 の 1
敷 地 面 積	5,101.39m ²
建物延床面積	3,191.87m ²
処 理 能 力	29t/日(5h)

(4) こわすごみ選別施設

所 在 地	豊橋市神野新田町字京ノ割 46 の 1 (西部中継施設内)
建物延床面積	425m ²

○ 資源化センター・資源リサイクルセンター・

プラスチックリサイクルセンター保有車両 (令和 8 年 3 月 31 日現在)

区 分	台数
軽四輪車 (ワゴン)	2
軽四輪車 (トラック)	1
ダンプカー (10t)	2
ダンプカー (4t)	3
コンテナ車 (10t)	1
コンテナ車 (4t)	2
ショベルローダ	8
ホイールローダ	2
フォークリフト	3
パワーショベル	2
アイアンクロー	1

(資源化センター)

8 廃棄物最終処分場

(1) 埋立処分場 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/8822.htm>)

設 置 場 所	豊橋市高塚町字東大縄手 441 ほか
埋立用地面積	202,072.69m ²
建物延床面積	事務所 359.99m ²
	倉庫等 245.79m ²

(2) 伊古部浸出水処理施設

設 置 場 所	豊橋市伊古部町字落合 70
敷 地 面 積	2,804m ²
建物延床面積	257.09m ²

(3) 高塚浸出水処理施設

設 置 場 所	豊橋市高塚町字三ツ合 78
敷 地 面 積	6,001m ²
建物延床面積	462.30m ²

○ 廃棄物最終処分場保有車両

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

区 分	台数
パワーショベル	6
ブルドーザー	1
ダンプカー (10t)	2
軽四輪車 (トラック)	1
散水車 (8t)	1
普通車 (バン)	1
普通車 (ダンプ)	1
軽四輪車 (ワゴン)	2
軽四輪車 (ダンプ)	1
ごみ収集車 (2 t)	1

(埋立処理課)

9 廃棄物処理手数料

(1) 一般廃棄物

種 類	料 金 区 分		算 定 基 礎	金 額	備 考
ご み 等	廃棄物 処 理 施 設 投 入 料 金	豊橋市資源 化センター に投入する 場合	10kg ごとに	150 円	1. 家庭廃棄物等は、 無料とする。 2. 10kg 未満は、 10kg とみなす。
		バイオマス として利活 用する施設 に投入する 場合		50	
	最終処分場投入料金			200	
	大きなごみ収集手数料		1 品目ごとに	3,000 円以内で規則で定める額	
し 尿 、 浄 水 槽 汚 泥	廃棄物処理施設投入料金		900 ℓ ごとに	50	900 ℓ 未満は、 900 ℓ とみなす。
犬、猫等 の 死 体			市 が 収 集 運 搬 し、処分するも の 1 匹につき	620	

(2) 産業廃棄物

種 類	料 金 区 分	算 定 基 礎	金 額	備 考
ご み 等	最終処分場 投入料金	10kg ごとに	200 円	10kg 未満は、10kg とみなす

備 考

一般廃棄物と産業廃棄物の区別が困難なものについては、産業廃棄物とみなす。

(環境政策課/廃棄物対策課)

- ・事業系ごみ（事業系一般廃棄物・産業廃棄物）の本市処理施設への投入許可
(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/50121.htm>)
- ・大きなごみ収集手数料 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7394.htm>)
- ・犬猫の死体の受入 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7396.htm>)

10 環 境 対 策 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/54183.htm>)

市民の生活環境の保全を図るため、工場・事業場への立入調査及び指導の徹底など発生源対策を進めるとともに、アイドリングストップ運動等各種啓発に取り組んできた。

また、広域的な大気環境の監視のため大気汚染テレメータシステムにより大気汚染常時監視測定局データをリアルタイムで集中管理するとともに、自動車排出ガスについても監視体制の強化を図ってきた。

(1) 環境測定機器の整備状況（主なもの）

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

測 定 機 器 名	台数	測 定 機 器 名	台数
硫黄酸化物・粉じん自動測定記録計	2	高周波誘導結合プラズマ質量分析装置	1
窒素酸化物自動測定記録計	2	分 光 光 度 計	1
窒素酸化物・粉じん自動測定記録計	1	水 銀 分 析 計	2
オキシダント自動測定記録計	5	純 水 製 造 装 置	1
一酸化炭素自動測定記録計	1	p H 計	1
微小粒子状物質自動測定記録計	3	高 圧 滅 菌 器	2
気 象 測 器 盤	1	乾 熱 滅 菌 器	1
微 風 向 ・ 風 速 計	4	塩 分 計	1
大気汚染常時監視テレメータシステム	1	ふ っ 素 蒸 留 装 置	1
ハイポリウムエアサンプラー	3	騒 音 計	5
ガスクロマトグラフ質量分析計	2	高速度レベルレコーダー	2
有害大気(重金属用) 試料前処理装置	1	振 動 レ ベ ル 計	2
高 速 液 体 ク ロ マ ト グ ラ フ	1	放 射 線 測 定 器	2
イ オ ン ク ロ マ ト グ ラ フ	1	臭 気 計	1

(2) 公害苦情種類別件数

年度 種類	典 型 7 公 害							典型 7 公害以外					計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	日照 ・ 光害	不法 投棄	糞尿 の害	害虫 等の 発生	そ の 他	
令和 3	46	22	0	62	3	0	39	1	18	2	21	8	222
4	47	22	0	58	7	0	35	0	22	0	10	13	214
5	57	15	0	51	8	0	36	0	44	0	3	14	228
6	57	20	0	58	9	0	44	1	32	0	17	13	251
7	61	20	0	62	9	0	37	1	36	0	13	5	244

(3) 公害苦情発生源別件数

発生源 年度	製造業	農業	建設業	卸売・小売 飲食店	サービス業	家庭生活	道路・空地	その他	不明	計
令和 3	17	25	26	16	25	28	0	22	44	203
4	27	25	28	10	16	25	2	19	42	194
5	25	34	45	14	8	28	4	31	20	209
6	23	21	42	11	15	35	4	28	50	229
7	17	24	53	17	27	41	0	18	32	229

(4) 公害苦情用途地域別件数

区域	年度 用途地域	令和 3	4	5	6	7
	住 居 系 地 域	56	43	38	65	54
市 街 化	商 業 系 地 域	13	8	19	10	18
	準 工 業 地 域	18	17	20	19	22
	工 業 地 域	5	5	9	7	4
	工 業 専 用 地 域	5	2	0	1	5
調整	無 指 定 地 域	106	119	123	127	126
計		203	194	209	229	229

(環境保全課)

(5) 豊橋市浄化槽設置整備事業（令和 8 年度）

(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/50406.htm>)

区 分	内 容	
目 的	浄化槽設置に補助金を交付することによって、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図る。	
補助対象地域	次の区域を除く地域 (1) 公共下水道及び流域下水道の予定処理区域 (2) 地域下水道区域 (3) その他市長が指定する区域	
補助対象浄化槽	処理対象人員 50 人以下の環境配慮型浄化槽（合併処理）	
補助対象建築物	単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換 ①専用住宅 ②併用住宅（延べ床面積 1/2 以上を居住の用に供する建築物） ③集合住宅 ④その他市長が認める建築物	
欠格要件	(1) 建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項に基づく確認を受けて浄化槽を設置する場合 (2) 本市に納付すべき市税を滞納している場合 (3) 申請日時点で本市に住民登録がない場合（住民登録が確認できない理由がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く）	
補 助 額	処理対象人員	限 度 額
		単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換
	5 人槽	332,000 円
	6～7 人槽	414,000 円
	8～50 人槽	548,000 円
	浄化槽の設置に伴う撤去処分費	単独処理浄化槽 150,000 円 汲 み 取 り 槽 120,000 円
	浄化槽の設置に伴う宅内配管工事費	330,000 円

(6) 令和 7 年度浄化槽補助（合併処理）対象実績

人 槽	5	6～7	8～10	11～20	21～30	31～50	計	撤去補助
基 数	40	29	2	0	0	0	71	66

補助金合計 55,572 千円（四捨五入）

（廃棄物対策課）

11 地球温暖化対策 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/64305.htm>)

地球温暖化防止に対する市民意識の向上を図るとともに、豊橋市域のすべての経済活動や家庭生活により排出される温室効果ガスの排出量削減に向け、第2次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画を策定(令和8年3月改訂)し、取組方針として5つの項目を掲げ施策を推進する。

【5つの項目】

- ① エネルギーを賢く使おう（節電・省エネ）
- ② 新しいエネルギーを生み出そう（再生可能エネルギー）
- ③ 地球にやさしい乗り物を使おう（交通・次世代自動車）
- ④ 緑や資源を大切にしよう（リサイクル・まちづくり）
- ⑤ 地球環境への理解を深めよう（環境学習・参画）

【主な事業】

(1) ゼロカーボンの推進

2050年ゼロカーボンシティの実現を目指すため、市民や事業者を対象に家庭や事業所でできる温室効果ガス排出削減の実例などを体験・習得する市民向けイベントや啓発セミナーを開催するなど、ゼロカーボンの推進に向けた市民、事業者の行動を促進するよう様々な手法を活用し、幅広い情報発信を実施する。

(2) 次世代自動車等普及促進補助事業（令和8年度）

地球温暖化対策を推進するため、住宅用充給電設備の設置等に対して助成する。

① 住宅用充給電設備（令和8年度）

(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/49740.htm>)

区 分	内 容
目 的	住宅用の充給電設備の導入を促進することで、次世代自動車の普及促進を図り、地球温暖化対策を推進する。
対象者	自ら居住する住宅や、その住宅のための駐車場等に補助対象設備を設置する個人で、とよはしエコファミリー登録に同意する方、豊橋市が徴収する税を滞納していない方
補助額	充給電設備設置費用の1/4（上限5万円）

補助の実績

項目 \ 年度		令和3	4	5	6	7
補助	件 数	4	7	8	20	11
	金額（千円）	200	350	400	1,000	550

(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58297.htm>)

補助の実績			
項目		年度	
		令和 6	7
補助	件 数	0	2
	金額（千円）	0	200

(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/49738.htm>)

区 分	内 容
目 的	市民が行う住宅全体での創エネ・蓄エネ・省エネを積極的に支援し、地球温暖化対策を推進する。
対 象 者	自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する方で、とよはしエコファミリー登録に同意する方、豊橋市が徴収する税を滞納していない方
補 助 額	(1) 燃料電池 一律 4 万円 (2) リチウムイオン蓄電池 蓄電容量1kWh当たり1万円(上限7万円)又は設置費用の1/20の低い方 (3) 太陽熱利用設備 自然循環型 一律 1 万円 強制循環型 一律 2 万円 (4) 一体的導入 太陽光・HEMS・リチウムイオン蓄電池の同時申請一律 12 万円 (5) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH) 一律 16 万円

補助の実績

年度		令和 3	4	5	6	7
項目						
太 陽 光	件 数	59	78	33	39	-
	金額 (千円)	2,652	3,623	1,509	1,791	-
燃 料 電 池	件 数	115	143	119	75	80
	金額 (千円)	4,600	5,720	4,760	3,000	3,200
リチウムイ オン蓄電池	件 数	202	249	245	228	163
	金額 (千円)	12,697	15,426	16,102	14,585	10,652
太 陽 光 パワ コンの更新	件 数	-	40	36	49	58
	金額 (千円)	-	1,961	1,769	2,431	2,870
ペ レ ッ ト ス ト ー プ	件 数	1	-	-	-	-
	金額 (千円)	30	-	-	-	-
太 陽 熱 利 用 設 備	件 数	16	15	18	12	7
	金額 (千円)	340	310	390	290	140
地 中 熱 利 用 設 備	件 数	5	3	3	-	-
	金額 (千円)	500	300	300	-	-
一 体 的 導 入	件 数	77	91	45	58	64
	金額 (千円)	9,240	10,920	5,400	6,960	7,680
Z E H	件 数	48	52	108	116	78
	金額 (千円)	7,680	8,320	17,280	18,560	12,480

(4) 市内事業者太陽光発電設備等導入補助事業（令和 8 年度）

(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/50246.htm>)

地球温暖化防止対策を推進するため、市内事業所に設備の設置費等に対して助成する。

区 分	内 容
目 的	市内の事業活動における創エネ・蓄エネ・省エネを積極的に支援し、地球温暖化対策を推進する。
対 象 者	市内事業所に設備を設置しようとする者又はその者と PPA 手法により、電力供給契約を締結し、PPA 事業を実施しようとする者、豊橋市が徴収する税を滞納していない者 太陽光発電設備で発電する電気が設置される事業所において 1/2 以上消費すること
補 助 額	(1) 太陽光発電設備 最大出力 1kW 当たり 2 万円(上限 100 万円) 又は設置費用の 1 /10 の低い方 (2) 蓄電池 蓄電容量 1kWh 当たり 2 万円(上限 50 万円) 又は設置費用の 1/10 の低い方

補助の実績

項目		年度	令和 4	5	6	7
太 陽 光 発 電 設 備	件 数		3	9	4	7
	金額（千円）		1,359	4,604	1,755	3,150
蓄 電 池	件 数		4	3	0	5
	金額（千円）		382	1,143	0	971

（環境政策課）